

## 消費者委員会委員長に関する規定

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）（抜粋）

（委員長）

第十二条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（事務局）

第十三条 （略）

- 2 （略）
- 3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

消費者委員会令（平成二十一年政令第二百十六号）（抜粋）

（議事）

第二条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 （略）
- 3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 （略）

（委員会の運営）

第四条 この政令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。